

小値賀町町勢要覧及び80年史ビデオ制作業務委託に係る  
企画提案型入札実施要領

1. 趣旨

小値賀町(以下「本町」という。)の小値賀町町勢要覧及び80年史ビデオ制作業務委託の内容及び同業務に係る企画提案型入札に関する各種手続、要件及び審査等の内容について必要な事項を定めるものとする。

2. 目的

全国的な少子高齢化に伴い、本町でも人口減少が著しく、今後、本町においても、定住促進、観光振興など、人を呼び込むための政策がますます重要になってくる。そこで、柔軟かつ斬新な視点ですっきりと本町の魅力をまとめ、町の魅力発信の中心的な役割を担うタウンプロモーション冊子としての町勢要覧及び町制施行80年の記録をまとめたビデオを制作する。

3. 業務の概要

- (1) 業務名:小値賀町町勢要覧及び80年史ビデオ制作業務委託
- (2) 業務内容:別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期限:契約日から令和2年1月11日までの間
- (4) 委託上限額:4,000,000円(税抜)

※この委託上限額は町勢要覧及び80年史ビデオ制作の作成業務における契約時の予定価格を示すものではなく、価格点を積算するにあたり基準として設定する数値であることを留意すること。

4. 委託業者選定方法

企画提案書等による企画提案型入札方式

5. 企画提案型入札方式への参加資格

企画提案型入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本業務に参加するに当たって、小値賀町の入札参加資格審査(指名願い)の認定を受けていること。
- (3) 長崎県に本社(本店)又は支社(支店)、営業所等を有し、小値賀町と緊密な連絡調整が可能であること。
- (4) 小値賀町内(※)において行う打合せ等に出席できること。  
※主に小値賀町役場での打合せとなるが、現地取材等の打合せを行う場合もある。
- (5) 長崎県及び本町から競争入札への指名停止又は見積合わせへの参加排除を受けて、参加意思表明書等及び企画提案書等の提出期間において指名停止期間中又は参加排除期間中でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと(更生手続開始の決定を受けた者を除く。)
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと(再生手続開始の決定を受けた者を除く。)
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行っていない者であること。

- (9)令和元年4月1日現在、市区町村における市・区・町・村勢要覧及又は、それに類する市区町村発行する10ページ以上ある記念誌やパンフレット等の作成実績が過去5年以内(H26~H30)に2つ以上あること。

## 6. 説明会の開催

本企画提案型入札に関しての説明会は行わない。

## 7. 参加申込手続方法等

### (1) 参加意思表明書の提出

参加希望者は、企画提案型入札実施要領に基づき参加意思表明書及び資料(以下「参加意思表明書等」という。)を提出しなければならない。なお、期限までに参加意思表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、この企画提案型入札に参加することができない。

#### ①提出書類

- ・参加意思表明書(様式1)……1部
- ・会社概要(様式2)……1部
- ・受託実績表(様式3)……1部

受託実績として記入した発行物については、できるだけ最新のもの2種類を提出する。

※提出書類は、各1部ずつをまとめてファイル・クリップ等に綴じて提出すること。

※作成する書類については、令和元年4月1日現在を基準として作成すること。

### (2) 参加意思表明書の提出期限

提出期限 令和元年8月13日(火)正午必着

### (3) 提出方法 郵送又は持参すること。(電子メール、FAXは不可)

### (4) 提出先 小値賀町役場 総務課 企画係

〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1

電話:0959-56-3111 FAX:0959-56-4185

### (5) 提出書類に基づき応募事業者の「5. 企画提案型入札方式への参加資格」を審査し、当該審査の完了後、参加資格を満たさないと判断された事業者に対して、令和元年8月19日(月)に参加資格の審査結果を書面(普通郵便)にて通知する。また、郵送とあわせて電子メールにて通知する。なお、参加資格を満たさないと判断された事業者は、その理由について、通知をしたその日から5日以内に書面(様式自由)にて説明を求めることができる。ただし、審査結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

## 8. 企画提案書等の提出方法等

### (1) 企画提案書等の提出

企画提案書の提出を要請された者(以下「企画提案者」という。)は、仕様書により企画提案書を作成し提出するものとする。

#### ① 提出書類

- ・企画提案書(A4版片面 任意10ページ以内)……10部

(注1) 企画提案書には、企画コンセプト、全体の構成案、業務スケジュールなど、具体的な提案を明記するほか、イメージ図を多用し、必要に応じて資料を添付すること。

- ・ページデザイン案(原寸サイズ)

(注1)「令和元年度小値賀町町勢要覧及び80年史ビデオ制作業務委託仕様書」内容を満たすことができる表紙及び本文等の具体的なデザイン案ページの試作。

【町勢要覧】

※A4版 片面を1頁とし、表紙1頁、本文4頁程度…… 10部

※貴社が考える表紙、本文の紙質については、サンプルを提示すること。

※写真は、この事業に関してのみ、小値賀町ホームページ掲載の広報紙から引用を許可する。具体的なイメージの判断がつくよう工夫すること

【DVD】

※DVDについてはイメージの判断がつくような、貴社制作済のもので可。オリジナルで制作しても可。…2枚

・見積書(様式5)……正本1部・副本1部 ※税抜

・見積明細書(貴社の独自様式可)……1部

(注1)別紙仕様書による見積金額(3の(4)で示す委託料の上限以内で)を記入すること。

(注2)正本1部のみ契約権限者印を押し、副本1部は複写可とする。

(2) 企画提案書等の提出期限等

提出期限 令和元年8月30日(金)正午必着

(3) 提出方法 郵送若しくは持参すること。(電子メール、FAXは不可)

(4) 提出先 小値賀町役場 総務課 企画係

〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1

電話:0959-56-3111

9. 企画提案書作成時の留意事項

(1) 企画提案書に記載する事項

提案内容 ※具体的な提案を明記する。

・企画コンセプト

・全体の構成案

・デザイン案

・ページ数及び装丁(具体的な規格を詳細に記すこと)

・その他

(2) 社名、代表者名、ロゴ、事業者名等の参加意思表明者を連想させる事項は一切記載しないこと。

(3) 提出書類のうち、企画提案書については、各1部ずつをまとめて綴じて封入のうえ提出すること。

(4) 通しページを記入すること。

10. 質疑書の提出方法等

企画提案書の提出に伴う本実施要領及び仕様書に係る質疑は、質問書(様式4)を提出すること。

(1) 提出期限

令和元年8月20日(火) 13時必着

(2) 提出方法

電子メールで提出すること。提出の際、必ず送信の旨を電話連絡すること。

(3) 電子メールアドレス:soumuka@town.ojika.lg.jp

(4) 回答方法

提出された質問に対する回答は、令和元年8月23日(金)までに、送信に利用された電子メールアドレスに送信します。なお、電子メールで送信された回答以外に、個別の回答は行いません。

## 11. 審査

(1) 審査概要

①事前審査

事務局にて提出された企画提案書以外の書類審査(7の(1))については、事前に事務局にて内容を確認します。場合によっては、提案者に対し、問い合わせ、ヒアリング等を行うことがあります。

② 企画提案書等審査

事務局にて企画提案書以外の書類審査が終了後、選定委員会を開催し、企画提案書をもとに審査を行う。

③企画提案書に関するプレゼンテーション

企画提案書をもとに、選定委員会向けに、提出した企画提案書に関するプレゼンテーションを行う。

※企画提案書に関するプレゼンテーションを行う業者は、数者程度とし、応募者多数の場合は、提出された「受託実績表」及び「企画提案書」「ページデザイン(案)」について、選定委員会にて予備審査を実施し、数者程度に絞り込む。(予備審査を実施する場合は、応募者全員に電子メール等で通知する。)

(2) 審査項目

①見積金額

②受託実績

③企画提案書及びプレゼンテーション

(3) 審査方法

①小値賀町町勢要覧及び80年史ビデオ制作業務委託に係る選定委員会設置要綱に基づき、選定委員会を設置し、各選定委員が提案についてそれぞれ審査を行う。ただし、見積提示金額が3の(4)で示す委託上限額を超えている場合は、その企画提案は受付しない。

②審査方法は、審査項目毎に評価点数の合計点数の高い者を上位として競う方法により行う。

③審査の経緯経過に関する質問等は、一切受け付けない。

(4) 評価基準等

①評価方法

・11.(2)審査項目①、②の評価は、事務局が評価点数を算出する。

・11.(2)審査項目③の評価は、選定委員会が評価点数を算出する。

②評価点

- ・見積金額 …… 20点
- ・受託実績 …… 30点
- ・企画提案書等 …… 50点
- 合計 …… 100点

#### (5) 提案書に関するプレゼンテーション

##### ①日時:令和元年9月13日(金) 予定

※ただし、参加意思表明者数等により変更をする場合もあるため、日時、場所等の詳細については、別途通知する。

##### ②場所:長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1 小値賀町役場 3階第1会議室

③提案書を基に選定委員に対し、プレゼンテーションを行い、選定委員からの質問等に回答すること。当日の追加資料の配布など、事前に提出された提案書以外の資料を使用する説明は不可とする。ただし、事前資料を見やすく拡大したもの等は使用できるものとする。

④設定時間は、1事業者につきプレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内とする。

⑤会場内に入室できる出席者は、3名(制作責任者・担当者など)以内とする。

⑥会場設営(スクリーン、マイク、プロジェクター設置を含む)は小値賀町で行う。

#### (6) 契約予定者の選定

提出された書類、企画提案書及びプレゼンテーション、見積書にて評価し、評価点の合計点が最も高い事業者を優先交渉権者とする。最高得点者が2者以上ある場合は、「③ 企画提案書及びプレゼンテーション」の評価点を重視し、選定委員会が採決して決定する。

なお、本業務委託の参加意思表明者が1者の場合でも審査を行い、選考委員会が適切な事業者と判断した場合は、優先交渉権者とする。

#### (7) 選考結果の通知

提出書類に基づき応募事業者の参加資格を審査し、当該審査の完了後、すみやかに 応募事業者全員に対して審査結果を書面(普通郵便)にて通知する。

### 12. 提案者の無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) プレゼンテーションに欠席した場合
- (6) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

### 13. 契約に関する基本事項

#### (1) 契約の締結

本企画提案型入札により選定した受託候補者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

#### (2) 支払方法

・特に指定がない場合は業務完了後の一括払いとする。概算払いの申請があった場合は1

回のみ概算払いを行うことができ、この場合上限は契約額の7割以内とする。

#### 14. その他

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて参加意思表明者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書及び見積書等は、採択・不採択に関わらず返却しない。
- (3) 採択された企画提案書の著作権は、小値賀町に帰属する。
- (4) 企画提案書等すべての提出書類の作成経費や旅費等の必要経費等は、全て提出者の負担とする。
- (5) 事業実施により完成した町勢要覧及び80年史ビデオの成果品に関する一切の権利（原  
版及びデータの所有権並びに印刷物の著作権等）は、小値賀町に帰属するものとする。  
※ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以  
下「権利留保」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、小値賀町は、権  
利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (6) 企画提案書の提出は、1者1提案とする。
- (7) 企画提案書を受理した後は、その追加及び修正は認めない。
- (8) 企画提案書は、委託業者の選定作業以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (9) 企画提案書は、委託業者の選定を行うに当たり必要な範囲において複写することがある。
- (10) 業務内容は、採択された企画提案書の内容を優先するが、小値賀町との協議により変  
更・修正を加える場合があります。
- (11) 企画提案型入札の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に  
限る。
- (12) 当該案件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせについては、一切回答  
しない。
- (13) 当該事業の実施にあたり、契約者には、小値賀町が所有する写真等のデータを貸与す  
る場合がある。
- (14) 提出された書類等は、原則情報公開の対象とする。
- (15) 本企画提案型入札は、あくまでも当該業務の契約の相手方となる候補者を選定するも  
のであり、事業者選定後、双方の協議のうえ業務の詳細については定める。

#### 15. 事務局

本事業に関する事務局は、小値賀町役場 総務課 企画係に置く。

小値賀町役場 総務課 企画係

〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1

TEL 0959-56-3111 FAX 0959-56-4185

E-mail [soumuka@town.ojika.lg.jp](mailto:soumuka@town.ojika.lg.jp)

※予定スケジュール

令和元年8月1日(木)～ 令和元年8月9日(金)	企画提案型入札 告示 (実施要領・仕様書の配布期間)
令和元年8月13日(火)	参加意思表明書等の提出期限
令和元年8月20日(火)	仕様書等に関する質疑書期限
令和元年8月30日(金)	企画提案書の提出期限
令和元年9月上旬 予定	プレゼンテーション前の予備審査等 (※必要な場合)
令和元年9月13日(金)	選定委員会 プレゼンテーションの実施
令和元年9月下旬予定	企画提案者への結果通知
令和元年9月下旬予定	契約の締結
令和元年10月上旬 ～令和元年12月下旬	打ち合わせ～取材・誌面作成 ～校正～確認～印刷・製本
令和2年1月上旬	町勢要覧完成・納品
令和2年1月11日(金)	業務完了

様式第1号

参加表明書

小値賀町長 西村久之 様

令和 年 月 日

住所（所在地）

商号又は名称

㊟

代表者名

㊟

小値賀町町勢要覧及び80年史ビデオ制作業務の提案に参加を希望しますので、以下のとおり申請いたします。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しない者であること及び本書並びに添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 件名

小値賀町町勢要覧及び80年史ビデオ制作業務

2 小値賀町での競争入札参加資格

あり（登録者番号： ） ・ なし（様式第2号）

3 担当者連絡先（住所は参加申請の住所地と異なる場合のみ記載のこと）

住所：

所属：

氏名：

TEL：

Mail：

4 添付書

(1) 会社概要（様式第2号）

(2) 納入実績証明となる契約書等の写し（様式第3号）

様式第2号

会 社 概 要

- 1 名称 :
- 2 代表者氏名 :
- 3 所在地 (TEL・FAX):  
( TEL : \_\_\_\_\_ ・ FAX : \_\_\_\_\_ )
- 4 資本金 : \_\_\_\_\_ 万円
- 5 設立年月 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 6 社員数 : \_\_\_\_\_ 名
- 7 株式上場の有無 有 (上場取引所名・部を以下に記載): 無  
・上場取引所名・部
- 8 主要取引金融機関名・支店名
- 9 本業務を担当する営業所
  - ・営業所名 :
  - ・所在地 :
  - ・TEL :
  - ・FAX :
- 10 本業務を遂行する上での特記事項

様式第3号

受託実績書

過去5年以内に完成した同種受託事業の納入実績を記載すること。

会社名 \_\_\_\_\_

件名	
期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
発注者	
概要	
契約金	

件名	
期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
発注者	
概要	
契約金	

件名	
期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
発注者	
概要	
契約金	

様式第4号

質 問 書

令和 年 月 日

(提出者) 住 所  
社 会 社  
名  
代表者名

印

(担当者) 担当部署  
氏 名  
電話番号  
FAX 番号  
E-mail

業 務 名	小値賀町町勢要覧及び 80 年史ビデオ制作業務	
質問対象の引用文 (文書名及び頁番号)	質問事項	回答事項

見積書

令和 年 月 日

小値賀町長 西村久之 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

⑨

下記金額をもつて、業務を請け負いたいので見積書を提出します。

記

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(頭に¥をつけること)

- 1 業 務 名 小値賀町町勢要覧及び80年史ビデオ制作業務
- 2 納 入 場 所 小値賀町役場総務課企画係
- 3 業 務 期 間 契約締結の日から令和2年1月11日
- 4 契約書作成 要

1. 金額欄には消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/108に相当する金額を記載すること。
2. 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消することはできないこと。
3. 契約に関する事項については、小値賀町財務規則の定めるところによる。